

介護老人保健施設ロイヤルケアセンター

認知症対応型通所介護事業所
介護予防認知症対応型通所介護事業所

重要事項説明書

認知症対応型通所介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所の提供に当たり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所

法人名 社会福祉法人 愛心会
法人所在地 小松島市中田町字新開 58番地
電話番号 0885-32-2277
代表者氏名 理事長 横田 勝仁
設立年月日 昭和54年6月11日

2 事業所の概要

- ①事業所の種類 地域密着型サービス事業所
(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)
平成21年4月1日指定 阿南市指令第4号
※当事業所は介護老人保健施設 ロイヤルケアセンターに併設しています。
- ②事業所の目的 指定認知症対応型通所、介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法令に従い、契約者（以下、利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護、予防介護サービスを提供します。
- ③事業所の名称 介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター
認知症対応型通所介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所
- ④事業所の所在地 阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上55-1
電話番号 0884-24-8828
管理者氏名 大野 洋子

⑤事業所の運営方針

事業所の介護職員は、高齢者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び必要な援助を行うことで、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減など生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

⑥開設年月日 平成21年4月1日

⑦営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。

但し、営業日においても天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により休業する場合もある。

営業時間 午前9時から午後4時までとする。

但し、延長時間は、午後6時までとする。

利用定員 1日 12名とする。

3 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護・介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

2 通所介護従業者 生活相談員 1名（営業日毎1名）

介護職員 2名（営業日毎1名）

看護職員 1名（営業日毎1名）

3 機能訓練指導員 2名（看護業務と兼務）

内看護職員 1名（営業日毎1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

1) 介護保険の給付対象となるサービス

① 基本利用料（別紙にて記載）は、厚生労働大臣が告示で改める金額であり、これが改定された場合、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合を基に、介護サービ

ス費の費用徴収を行います。なお、その場合は事前に新しく基本利用料を書面でお知らせします。

- ② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くことになりますのでご留意ください。

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

・食事代	昼食 550円
	夕食 500円

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・レクリエーション、その他クラブ活動、外出等

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動等に参加していくことができます。その際の原材料費、外出時の入場料等いただく場合がございます。

・複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 35円

・日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

2) 利用料金のお支払方法

1 事業者は、当月料金の合計金額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに利用者、または家族に送付もしくは直接お渡しさせていただきます。

2 利用者または保証人は当月の合計額を翌月末日までに支払っていただきます。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と事由についてご説明します。

5 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	徳島ロイヤル病院
院長	桝田 勝仁
所 在 地	小松島市中田町新開48番地
電話番号	0885-32-8833

6 事故発生時における対応方法

施設のサービス提供中、利用者に事故が発生した場合、施設の職員等は、看護師に連絡対処し、必要と判断した場合速やかに主治医又は協力病院、家族への連絡を行い、応急の医療対応等の措置を講ずるとともに市町村、介護支援専門員に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

その他、施設の職員等のサービスの提供による賠償すべき事故の発生に備え、施設は賠償補償共済制度にあらかじめ加入しておくものとする。

7 苦情の受付について

① 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

その他、所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

・担当者	大野 洋子	・受付時間	随 時
・電話番号	0884-24-8828		

② 行政関係その他苦情受付期間

・市町村の窓口

阿南市役所 介護保険課 TEL 0884-22-1793

・徳島県国民健康保険団体連合会 TEL 088-666-0117

また、苦情受付ボックスを当事業所に設置しています。

8 サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 利用者が、当施設の器具・物品を破損させた場合は、弁償していただく事がございますのでご了承ください。
- ② 当施設内外において、サービス利用中に発生した不測の事故(利用者ご本人の不注意により発生した事故)に関しては、検討協議の上で施設として責任を負い兼ねる場合もございますのでご了承ください。
- ③ サービス利用中に発病した場合、医師の指示の元で行われる緊急の措置及び搬送場所(病院)等については、事前調査の際指示のあった搬送場所(病院)等に搬送させていただくものといたします。
- ④ サービス利用中に不要な金品等の持ち込んだ場合においては、紛失等の事故があつたとしても、自己責任において対処していただくと共に、当施設は一切の

責任を負わない事といたします。

- ⑤ 当施設のサービスをご利用していただく際には、諸規則を守り職員の指示に従っていただきます。又、当施設へのアルコール類の持ち込み及び施設内の飲酒、利用者間の貸し借り、物品の販売や宣伝、ほかの利用者への迷惑行為を行った場合は、ご利用を中止させていただきます。

9 その他の留意事項（個人情報等）

- ① 通所介護、介護予防通所介護の従事者は、業務上知り得た利用者本人又は、そのご家族の秘密を保持いたします。
 - ② 通所介護、介護予防通所介護をご利用される方の身体状態・家族構成などの個人情報を「サービス担当者会議」にて通所介護、介護予防通所介護スタッフ及びケアマネージャーの間で情報交換を行うこと及びご本人が体調変化、ケガ等で病院等へ行った時医師・看護師等への説明を必要とする場合は、ご本人ご家族の同意のもと個人情報を提供するものといたします。又、個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。個人情報を使用した会議、相手方及び個人情報利用の内容等の経過を記録するものと致します。
 - ③ 通所介護、介護予防通所介護をご利用に際し利用者ご本人または、そのご家族にサービス内容を説明し十分にご理解していただいた上で通所介護、介護予防通所介護の実施が円滑に行えるように協力していただきます。
- ※ 個人情報（サービス提供記録表等）についてご本人からの開示の依頼があった場合は、開示させていただきます。

※

附則

平成21年 4月 1日より施行する。
平成21年10月 1日より一部改正。
平成24年 4月 1日より一部改正。
平成25年 2月21日より一部改正。
平成25年 3月21日より一部改正。
平成25年10月 1日より一部改正。
平成27年 4月 1日より一部改正。
平成27年 8月 1日より一部改正。
平成29年 4月 1日より一部改正。
令和 2年 6月 1日より一部改正。
令和 2年 8月 1日より一部改正。
令和 3年 4月 1日より一部改正。
令和 3年 8月 1日より一部改正。
令和 4年10月 1日より一部改正。
令和 6年 4月 1日より一部改正。
令和 6年 6月 1日より一部改正。